

別冊 2

電気事業法等の一部を改正する法律附則第 9 条第 1 項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令
事業者設定基準および
離島供給に係る燃料費調整制度関係事項の届出補正書

北陸電力株式会社

(別表)

電気事業法等の一部を改正する法律附則第9条第1項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令	
第9条第2項	第9条第1項第2号に規定する基準に代わるものとして設定した基準
第11条第2項	送配電関連固定費又は送配電関連可変費への配分基準
第12条第2項	第12条第1項に規定する基準に代わるものとして設定した基準
第16条第2項	託送収益（電源線に係る収益を除く。）、事業者間精算収益、電灯料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）及び電力料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）の送配電関連固定費、送配電関連可変費又は需要家費への配分基準
第25条第3項	送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準
第29条第2項	離島供給に係る燃料費調整制度における離島供給の用に供する燃料ごとの比率を勘案して定めた比率
第29条第4項	離島供給に係る燃料費調整制度における基準調整単価

(別 紙)

第9条第1項第2号に規定する基準に代わるものとして設定した基準
[第9条第2項関係]

1. 設定した基準

	活動帰属基準	配賦基準
建設分担関連費振替額（貸方）、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費及び社債発行費償却	受電用変電及び配電用変電の帳簿原価比	—
役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、雑給、消耗品費、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、雑税、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）、開発費及び開発費償却	—	受電用変電及び配電用変電の帳簿原価比
固定資産税、減価償却費及び固定資産除却費	受電用変電及び配電用変電の帳簿価額比	—
法人税等	—	原価比
電気事業報酬	—	受電用変電及び配電用変電の帳簿価額比

2. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

変電費に整理された基礎原価等項目の配分にあたり、費用の発生についてより因果性が見られるものについて、上記に掲げる基準を設定した。

(別 紙)

送配電関連固定費又は送配電関連可変費への配分基準

[第 11 条第 2 項関係]

設定した基準

	配分基準
給料手当（環境対策費を除く。）	送配電関連固定費。
給料手当振替額（貸方）（環境対策費を除く。）	送配電関連固定費。
雑給（環境対策費を除く。）	送配電関連固定費。
消耗品費（環境対策費を除く。）	<ul style="list-style-type: none">・総アンシラリーサービス費のうち水力発電費は送配電関連固定費。・総アンシラリーサービス費のうち火力発電費の環境対策費用以外は送配電関連固定費に整理。・総離島供給費、総送電費、受電用変電サービス費、配電用変電サービス費、低圧配電費、高圧配電費および給電費は、送配電関連固定費と送配電関連可変費に均等に整理。
修繕費（環境対策費を除く。）	送配電関連固定費。
託送料	契約により、電力量の多寡に依らない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。
事業者間精算費	送配電関連可変費。
委託費（環境対策費を除く。）	送配電関連固定費。
養成費（環境対策費を除く。）	送配電関連固定費。
諸費（環境対策費を除く。）	送配電関連固定費。
地帯間購入電源費	契約により、電力量の多寡に依らない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。
地帯間購入送電費	契約により、電力量の多寡に依らない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。
他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）	契約により、電力量の多寡に依らない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。

他社購入送電費	契約により、電力量の多寡に依らない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。
建設分担関連費振替額（貸方）（環境対策費を除く。）	送配電関連固定費。
付帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）（環境対策費を除く。）	送配電関連固定費。
地帯間販売電源料	契約により、電力量の多寡に依らない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。
地帯間販売送電料	契約により、電力量の多寡に依らない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。

(別 紙)

第 12 条第 1 項に規定する基準に代わるものとして設定した基準
[第 12 条第 2 項関係]

1. 設定した基準

第 13 条第 2 項第 7 号に掲げる需要家費用のうち、需要家設備関連費用の配分については、第 12 条第 6 項第 1 号の割合によらず、設備の差異、費用の発生の原因等を反映した割合により算定。

具体的には、配電設備のうち、架空引込線、地中引込線、計器および電流制限器に係る費用については、口数比で配分せずに、各設備に対応する電圧区分に応じて、特別高圧需要、高圧需要および低圧需要に配分する。

2. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

需要家費用のうちの需要家設備関連費用の発生の基は、需要種別により異なる使用設備であるため。

(別 紙)

託送収益（電源線に係る収益を除く。）、事業者間精算収益、電灯料（離島供給に係るものにより、基準託送供給料金に相当する額を除く。）及び電力料（離島供給に係るものにより、基準託送供給料金に相当する額を除く。）の送配電
関連固定費、送配電関連可変費又は需要家費への配分基準

[第 16 条第 2 項関係]

設定した基準

	配賦基準
託送収益（電源線に係る収益を除く。）	契約により、電力量の多寡に依らない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。
事業者間精算収益	送配電関連可変費。
電灯料（離島供給に係るものにより、基準託送供給料金に相当する額を除く。）	契約により、電力量の多寡に依らない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。
電力料（離島供給に係るものにより、基準託送供給料金に相当する額を除く。）	契約により、電力量の多寡に依らない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。

(別 紙)

送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準 〔第 25 条第 3 項関係〕

第 25 条に定められた基準託送供給料金は、以下のとおり設定する。

1. 料金の種類

(1) 低圧で供給する場合

送配電関連設備の利用形態、使用期間に応じた原価の差異を考慮して、接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金を設定する。

接続送電サービス料金は、電灯定額接続送電サービス、電灯標準接続送電サービス、動力標準接続送電サービス、昼間時間と夜間時間の送配電関連設備の利用状況の格差を踏まえ、標準接続送電サービスに代えて選択できる電灯時間帯別接続送電サービスおよび動力時間帯別接続送電サービス、自己等への電気の供給において、ごく限られた時間のみ送配電関連設備を利用することに配慮した電灯従量接続送電サービスおよび動力従量接続送電サービスに設定する。

臨時接続送電サービス料金は、電灯臨時定額接続送電サービス、動力臨時定額接続送電サービス、電灯臨時接続送電サービスおよび動力臨時接続送電サービスに設定する。

(2) 高圧・特別高圧で供給する場合

送配電関連設備の利用形態、使用期間に応じた原価の差異を考慮して、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を設定する。

接続送電サービス料金は、高圧標準接続送電サービス、特別高圧標準接続送電サービス、昼間時間と夜間時間の送配電関連設備の利用状況の格差を踏まえ、標準接続送電サービスに代えて選択できる高圧時間帯別接続送電サービス、特別高圧時間帯別接続送電サービス、自己等への電気の供給において、ごく限られた時間のみ送配電関連設備を利用することに配慮した高圧従量接続送電サービスおよび特別高圧従量接続送電サービスに設定する。

臨時接続送電サービス料金は、高圧臨時接続送電サービスおよび特別高圧臨時接続送電サービスに設定する。

また、電力系統全体のピークが昼間に発生していることから、基準託送供給における送配電関連設備の利用において夜間時間に最大需要電力が発生する場合には、昼間時間と夜間時間の固定費負担格差を勘案し、昼間時間の最大需要電力を上回る部分に応じて割引額を算定のうえ、基本料金および電力量料金の合計から差し引くこととする。

2. 料金制

基準託送供給料金は、基本料金と電力量料金とを組み合わせた二部料金制、供給電力量に応じてのみ支払いを受けるべき従量料金制および電力需要が極めて小規模な需要向けの定額料金制により設定する。

3. 供給区域内の電気の潮流を改善する場合の近接性評価割引額

小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を発電する発電設備が、発電電力量、需要電力量および流通設備の実態等を踏まえ潮流改善効果を評価できる市町村に立地する場合は、当該発電設備からの受電電力量（当該発電設備を維持し、および運用する発電契約者以外の事業者等を介して当該発電設備に係る電気を調達する場合の当該電気を除く。）と近接性評価割引単価を基礎に算定した割引額を、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の合計額から差し引くこととする。

また、近接性評価割引単価については、基幹系統に係る設備投資が抑制され得ることおよび上位系統のロス分に係る電気価値を踏まえ、受電電圧ごとに設定する。

なお、これまで割引対象とされてきた地域において、現に割引の適用を受けている電源についても、暫定的に、引き続き割引くこととし、基幹系統に接続する電源の割引単価を適用する。

(別 紙)

離島供給に係る燃料費調整制度における換算係数
[第 29 条第 2 項関係]

石 油	1. 0 0 0 0
-----	------------

(別 紙)

離島供給に係る燃料費調整制度における離島基準調整単価

[第 29 条第 4 項関係]

区 分	単 位	基 準 調 整 単 価
(1) 定 額 制 供 給		
イ. 電灯定額接続送電サービス		
電 灯		
10Wまで	1 灯	0 円 00 銭 0 厘
20Wまで	〃	0 円 00 銭 0 厘
40Wまで	〃	0 円 00 銭 0 厘
60Wまで	〃	0 円 00 銭 0 厘
100Wまで	〃	0 円 00 銭 0 厘
100W超過 100Wまでごとに	〃	0 円 00 銭 0 厘
小 型 機 器		
50V Aまでの機器	1 機器	0 円 00 銭 0 厘
100V Aまでの機器	〃	0 円 00 銭 0 厘
100V A超過 100V Aまでごとに	〃	0 円 00 銭 0 厘
ロ. 電灯臨時定額接続送電サービス		
50V Aまで1日につき	1 契約	0 円 00 銭 0 厘
100V Aまで1日につき	〃	0 円 00 銭 0 厘
100V A超過 500V Aまで	〃	0 円 00 銭 0 厘
100V Aまでごとに1日につき		
500V A超過 1k V Aまで1日につき	〃	0 円 00 銭 0 厘
1k V A超過 3k V Aまで	〃	0 円 00 銭 0 厘
1k V Aまでごとに1日につき		
ハ. 動力臨時定額接続送電サービス		
1日につき	1 k W	0 円 00 銭 0 厘
(2) 従 量 制 供 給	1 k W h	0 円 00 銭 0 厘